

事務連絡
令和8年1月30日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

「2025年度版（2024年度実績分）健康スコアリングレポート」の発行について

健康保険制度の円滑な実施について、平素から格段のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、令和7年10月7日付事務連絡「2025年度版健康スコアリングレポートの作成について」（別添1）において連絡いたしました「2025年度版（2024年度実績分）健康スコアリングレポート」について、**令和8年2月13日（金）**からデータヘルス・ポータルサイトより取得可能となります。また、保険者単位のレポートのみ**令和8年2月3日（火）**に「ファイル送受信機能」を用いて先行配信を行う予定です。ダウンロード可能になりましたらマスターユーザー宛てにメールにてお知らせいたします。

つきましては、下記をご参照の上、当該レポート等を取得いただくと共に、健康スコアリング活用ガイドライン等をご活用いただきますようお願い申し上げます。健康スコアリングレポートが健康保険組合と事業主の予防・健康づくりに係る連携強化の一助になれば幸いです。

記

1. 「2025年度版（2024年度実績分）健康スコアリングレポート」について

「2025年度版（2024年度実績分）健康スコアリングレポート」（保険者単位・事業主単位）は、データヘルス・ポータルサイトより取得可能です。また、参考資料や各健康保険組合理事長向けの要請文、被保険者及び被扶養者の記号単位特定健診・保健指導実施率データ、健康スコアリングレポート作成に係る集計データについても、併せて取得可能です。詳しい取得方法は、「健康スコアリングレポート等のダウンロード手順」（別添2）をご参照ください。

令和7年3月26日付「2025年度健康スコアリングレポートの実施方針」（別添3）でご案内のとおり、2025年度版（2024年度実績分）健康スコアリングレポートは、10名以上の全ての事業所（記号）のレポート作成を促進するための事業主マスタへ入力項目の簡素化、保険者単位レポートへの疾患別医療費（高血圧症・脂質異常症・糖尿病に係る医療費）の追加、レポート提供時期の早期化を行っています。詳細については健康スコアリング活用ガイドライン（P2）および事業主単位の健康スコアリングレポート活用の手引き（P1）を参照してください。

※2025年度版（2024年度実績分）レポートより、**特定健康診査の受診者**が50名未満（事業主単位のレポートは10名未満）の項目については、個人の特定を防ぐ観点で該当項目におい

てスコアが非表示となります。

2. 健康スコアリングレポートの配信について

健康スコアリングレポートの配信は以下を予定しています。なお、先行配信と本配信の保険者単位レポートは同一のものです。

	配信予定日	配信内容	取得場所
先行配信※	2月3日(火)	・保険者単位レポート	「ファイル送受信」ページ
本配信	2月13日(金)	・保険者単位レポート ・事業主単位レポート	「事業主マスタ・健康スコアリングレポート管理」ページ

※先行配信分については、本配信後に削除されます。

3. 健康スコアリング活用ガイドライン等の関連文書について

健康スコアリングレポートと合わせて、健康スコアリング活用ガイドラインおよび事業主単位の健康スコアリングレポート活用の手引き、企業経営者宛て要請文およびリーフレット、カバーレターフォーマット、活用チェックリストを作成しております。内容は全健康保険組合共通となっておりますが、健康スコアリング活用ガイドラインにおいては活用好事例集を更新しておりますので、データヘルス・ポータルサイトからぜひ取得いただき、コラボヘルスの更なる深化のきっかけとしてご活用ください。

以上

<照会先>

厚生労働省 保険局 保険課

担 当： 富田、宮下、平野、清水、外館

E-mail： dh-kenpo@mhlw.go.jp

事務連絡
令和7年10月7日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

2025年度版健康スコアリングレポートの作成について

健康保険制度の円滑な実施について、平素から格段のご尽力を賜り御礼申し上げます。

本年度の健康スコアリングレポート作成に当たっては、健康スコアリングレポートの効果検証の結果をもとに、「健康スコアリングの詳細設計に関するワーキンググループ」により公表された「2025年度健康スコアリングレポートの実施方針」（令和7年3月26日）に基づき保険者単位の健康スコアリングレポート及び事業主単位の健康スコアリングレポートを作成いたします。

今般、事業主単位レポートの作成に必要な事業主マスタ登録のご負担軽減を図るべく、新様式の事業主マスタを作成しております。

つきましては、下記のとおり作成に係る留意点等をお示ししますので弊省の取組の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 令和7年度の事業主マスタについて

事業主単位のレポート作成に当たっては、各健康保険組合において、被保険者証等記号と事業主単位レポートの作成対象とされている適用事業所との対応表である事業主マスタを作成する必要がある。

また、レポートにおいて、特定健康診査等の実施率、健康状況等の各指標、医療費を算出することや、同業態との比較をお示しするために、各適用事業所における被保険者数及び特定健康診査の対象となる被保険者数、業態分類、医療費情報の表示についての情報も併せて、事業主マスタに登録する必要がある。

(1) 事業主マスタ作成方法の変更点

本年度の事業主マスタは、11月1日（令和7年度においては11月4日）の法定報告の期限までに社会保険診療報酬支払基金に提出された特定健康診査等の実施状況に関する情報（以下「法定報告データ」という）と前年度に登録された事業主マスタをもとに一部データをあらかじめ入力（以下「プリセット」という）したものを提供する。法定報告の期限を越えた健康保険組合においては、データがプリセットされず、

健康保険組合で事業主マスタの必要事項を記載していただく。

(2) 事業主マスタの作成手順

本年度の事業主マスタは、データヘルス・ポータルサイトの「ファイル送受信」機能を用いて11月4日（火）より配布する。そのため、前年度の様式は使用せず、本年度配布された新様式の事業主マスタを使用すること。事業主マスタの作成に当たっては、データヘルス・ポータルサイト内の「事業主マスタ作成マニュアル」を参照すること。

また、事業主マスタの配布時期は以下を予定している。

	法定報告の完了時期	事業主マスタ配布予定日
1回目	10月23日(木)まで	11月4日(火)頃
2回目	11月4日(火)まで	11月14日(金)頃

(3) 事業主マスタ提出方法・締め切り

各健康保険組合においては、事業主マスタをデータヘルス・ポータルサイト上で11月28日（金）までに登録されたい。

(4) 事業主マスタ作成に当たっての留意点

- ・ 前年度に事業主マスタを登録した健康保険組合においても、本年度は新たに事業主マスタを登録する必要がある。
- ・ 10月24日（金）～11月4日（火）の期間において、法定報告データを差し替えた場合、11月14日（金）頃に再度事業主マスタが配布されるため、最新の事業主マスタで必ず再度登録されたい。
- ・ 過年度に被保険者証等記号の登録がない事業所は、その事業所の事業主単位のレポートにおいて当該年度の特定健診実施率等（特定健診・特定保健指導実施率及び順位、健康状況・生活習慣のスコア、医療費）の経年情報が表示されない。
- ・ 代表保険者番号とは異なる複数の保険者番号（支部等）を有する健康保険組合のうち、その保険者番号間で同一の被保険者証等記号を使用し法定報告を行っている場合においては、事業主マスタの別途対応が必要であるため、10月31日（金）までに下記照会先まで申し出ること。

2. 2025年度版健康スコアリングレポートの変更点について

(1) 特定健康診査受診者数が10名未満の事業所におけるスコアの非表示

事業主単位レポートの作成に当たって、作成対象となるのが特定健康診査の対象となる被保険者数が10名以上であることに変更はないが、個人の特定を防ぐため、特定健康診査受診者数が10名未満の場合は、健康状況・生活習慣のスコアが非表示と

なるよう変更した。なお、特定健康診査・保健指導実施率については特定健康診査受診者数にかかわらず表示される。

(2) 医療費データの詳細分析（疾患別医療費）の追加

保険者単位レポートに生活習慣病に関する医療費データを表示する。高血圧症・脂質異常症・糖尿病の「傷病名コード」及び「医薬品コード」が記録されたレセプトを対象として、医療費を集計する。ただし、上記3疾患の医療費に大きな影響を与えると考えられるがんや指定難病に関するレセプトは除外する。

3. 2025年度版健康スコアリングレポート作成に使用する性・年齢階級別加入者数データについて

保険者単位レポートに掲載している「貴組合の医療費の状況」については、各健康保険組合の性・年齢構成を考慮した上で全国平均等と比較するために、性・年齢調整を行う予定である。各健康保険組合の性・年齢階級別加入者数については、厚生労働省保険局保険課から健康保険組合連合会に対し、「年齢階級別加入者数調査」に関するデータ提供依頼を行う予定である。そのため、令和6年度の性・年齢階級別加入者数のデータ提供に同意しない場合は、**10月24日（金）**までにメールにて厚生労働省保険局保険課へ連絡されたい。

なお、性・年齢階級別加入者数データについては、健康スコアリングレポートにおける性・年齢調整を行うことを目的としており、各健康保険組合の性・年齢階級別加入者数データそのものを公表することはない。

4. 2025年度版健康スコアリングレポート発行スケジュールについて

令和8年2月頃に令和6年度の特定健康診査等の実施状況に関する情報に基づくレポート（保険者単位・事業主単位の2種類）をデータヘルス・ポータルサイトより配布する。なお、事業主単位レポートについては、事業主マスタを11月28日（金）までにデータヘルス・ポータルサイトに登録した保険者にのみ発行される。

以上

<照会先>

厚生労働省 保険局 保険課

データヘルス担当

担当：富田、宮下

E-mail：dh-kenpo@mhlw.go.jp

健康スコアリングレポートのダウンロード方法【先行配信分】

データヘルス・ポータルサイト (<https://datahealth-portal.jp>) へアクセス後、トップページの「データヘルス計画作成／評価および見直し支援ツール」をクリックします（図 1）。



図 1 「データヘルス計画作成／評価および見直し支援ツール」をクリックする

ログイン画面にて自組合のコード、ログイン ID、パスワードでログインしてください（図 2）。



図 2 データヘルス・ポータルサイトにログインする

データヘルス・ポータルサイトへログイン後、画面上部に表示される「ファイル送受信」をクリックしてください（図 3）。ファイル送受信（ファイルダウンロード）ページが開きます。



図 3 ファイル送受信（ファイルダウンロード）ページを開く

健康スコアリングレポートは「i_XXXXX（組合コード）_06000000（保険者番号）_R6.zip」というファイル名で配信されているため、ダウンロードしてハードディスク（デスクトップなど）に保存します（図 4）。

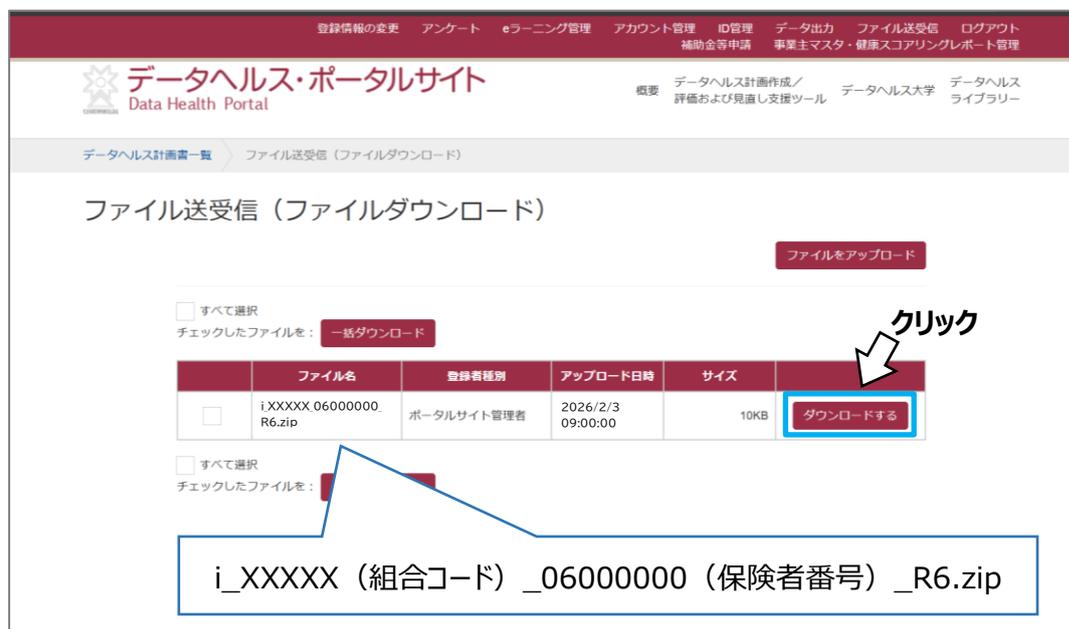


図 4 ファイル送受信（ファイルダウンロード）画面からファイルをダウンロードする

ダウンロードした zip ファイルには下記が格納されています。

- ・k_XXXXX_06000000_R6.csv …… 記号単位特定健診・保健指導実施率データ
- ・RIM-XXXXX_06000000_R6.pdf …… 保険者単位レポート本紙
- ・RIS-XXXXX_06000000_R6.pdf …… 保険者単位レポート参考資料
- ・W3-XXXXX_06000000_R6.xlsx …… 集計データ
- ・Y-XXXXX_06000000_R6.pdf …… 健保組合理事長向け要請文

※先行配信されるのは保険者単位レポートのみであり、事業主単位レポートは含まれません。
 ※「ファイル送受信」ページからダウンロードできる先行配信分については、本配信後に削除されます。

健康スコアリングレポートのダウンロード方法【本配信分】

**事業主単位レポートを含む健康スコアリングレポートの本配信は 2 月 13 日を予定しています。
レポートのダウンロードが可能になりましたらマスターユーザー宛てにメールにてお知らせいたします。**

データヘルス・ポータルサイトへログイン後、画面上部に表示される「事業主マスタ・健康スコアリングレポート管理」をクリックしてください（図 5）。事業主マスタ・健康スコアリングレポート管理画面のページが開きます。



図 5 事業主マスタ・健康スコアリングレポート管理画面を開く

事業主マスタ・健康スコアリングレポート管理画面に「健康スコアリングレポートダウンロードマニュアル」があるため、マニュアルに沿ってダウンロードしてください（図 6）。

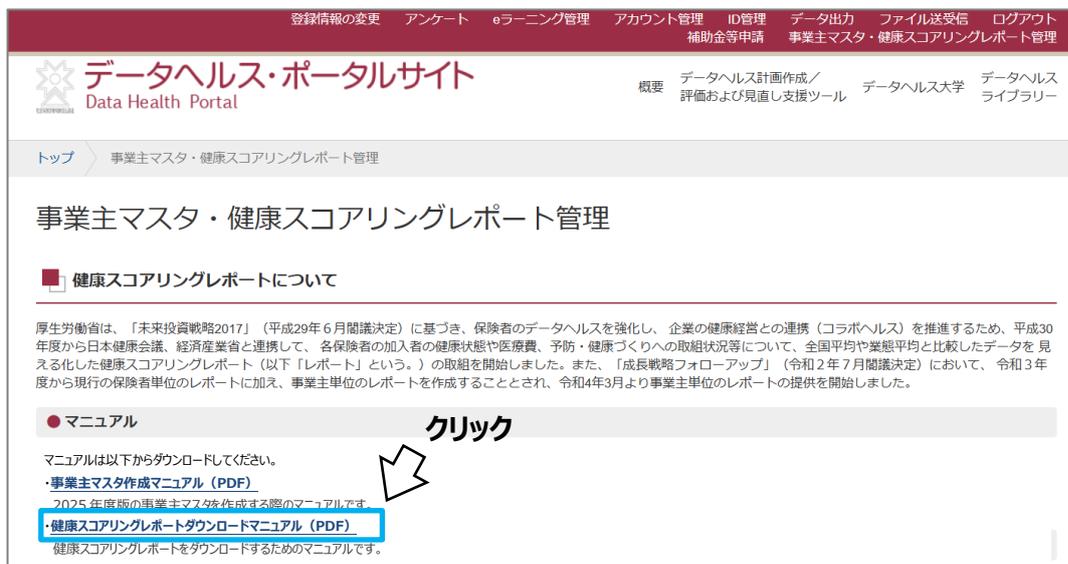


図 6 健康スコアリングレポートダウンロードマニュアルを開く

※「健康スコアリングレポートダウンロードマニュアル」は 2 月 3 日に公開予定です。

2025 年度健康スコアリングレポートの実施方針

2025 年 3 月 26 日

2025 年度における健康スコアリングレポートについては、2024 年度の効果検証アンケート、研修後アンケート及びヒアリングにて確認された課題と対策を評価軸に沿って整理し、2024 年度健康スコアリングの詳細設計に関するワーキンググループにおいて議論された内容を踏まえ、以下の方針で実施することとする。

(1) 対策の評価軸について

健康スコアリングレポート固有の価値や、2022 年度健康スコアリングの詳細設計に関するワーキンググループで定めた中長期方針（※）に基づき、取るべき対策の評価軸を定める。

評価軸 1 健康スコアリングレポートはコラボヘルスが進んでいない層をメインターゲットにしたアップデートや取組を優先する。

評価軸 2 健康スコアリングレポート固有の価値をより高めるためのアップデートや取組を優先する。

（※）コラボヘルスが進んでいない層の底上げに取り組むとともに、コラボヘルスが進んでいる層のニーズにも応えていく。

(2) コラボヘルスが進んでいない層の保険者への対策

- コラボヘルスを推進するための研修事業の実施（評価軸 1）

健康課題の解決に向けた対策の立案・実行に係るノウハウを持っていないなどのコラボヘルスが進んでいない層の保険者が抱える課題に対して、事業主と健康課題を共有し、保健事業を実行するまでのノウハウを提供するため研修事業を実施する。

研修内容については、2024 年度実施した研修において健保組合より寄せられた以下の観点の意見を踏まえ、より効果的な研修となるよう検討を行う。

- 事例紹介や健保組合同士の意見交換に重点を置いた研修カリキュラム
- オフライン開催の回数及び開催場所
- 単一、総合別や加入者数規模別の開催
- コラボヘルスの取組状況に応じたレベル別の開催

(3) コラボヘルスが進んでいる層の保険者への対策

- 健康スコアリングレポートの改修（評価軸2）

- 医療費データの詳細分析（疾患別医療費）の追加

- 保険者単位レポートに生活習慣病に関する医療費データを表示する。（高血圧症・脂質異常症・糖尿病の「傷病名コード」及び「医薬品コード」をもつレセプトを対象とし医療費を集計。ただし、上記3疾患の医療費に大きな影響を与えると考えられるがんに関連するレセプトは除外。）
 - 疾患別の医療費データ掲載にあたっては、個人の特定につながらないように留意し、保険者に対する注意喚起を合わせて実施する。

- 40歳未満事業主健診データの反映

- 2026年度健康スコアリングレポートでのデータ反映を実現するため、2025年度は事業主健診データ随時提出の周知を行う。
 - データの連続性を損なわないよう、40歳未満事業主健診データと40歳以上特定健診データは分けてレポートに掲載することを想定。

- 10名以上の全ての事業所（記号）のレポート作成

- 事業主マスタ入力項目の簡素化等の対策を行ったうえで、10名以上の全ての事業所（記号）についてレポートを作成し提供する。

- レポート提供時期の早期化

- 現行の運用スケジュールを見直し、レポート提供時期について可能な限り早期化を行う。
 - 早期化に向けて、保険者に対して特定健診等の実績報告の早期提出依頼、及び事業主マスタ早期提出依頼等を行うとともに、2025年度保険者単位レポートについては2026年2月末の提供を目指す。

- 第4期特定健診制度改正対応

- 質問票の改訂に伴う飲酒、喫煙等のリスク保有者割合の定義変更を実施する。

以上